

財務省告示第三百五十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年十一月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年十二月九日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第二百五

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九 年法律第二十三号）第四十六

条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第 非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした財

務大臣が行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

ごとに応募限度額を定めるもの

による発行（以下「国債市場特

ごとの発行（以下「国債市場特

による発行（以下「国債市場特

五

募方

入札競争

別参加者・第 非価格競争入札
発行」という。)

イ

入札競争

各申込みのうち応募価格の高い

ロ

特別参加場

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲において各申込みの応募額を割り当てて各申

六

イ

発

入札競争

額面金額で八千二百四十六億円

・別参加者

千七百五十万、同法第六十二

行及び

額面金額で六千六百三十七億

争入札

た利付債に基き発行し

特別市場

万円で六億四千八百二十五

ロ

特別参加者

第一条の二に基き発行し

国債市場

特別会計に関する法律第四十六

者・特別参加

た利付国債について、額面金額

十 十
三 二

口 イ

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 行 争

十 額 格 十 額
七 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 四
五 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 三
額 格 十 額

(一) 年 二
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は、 払 込 金 額 に 加 え、 次 の 算
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1}{100} \times \frac{67}{365}$$

(二) 発 行 時 に お い て、 そ の 利 子 に
係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る
も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の 口
座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の
に つ い て は、 前 記 (一) の 算 式 に よ
り 算 出 し た 金 額 か ら 当 該 金 額
に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額
へ た だ し、 当 該 国 債 を 発 行 時
に お い て 取 得 す る 者 が 非 居 住

十四 初期利子

者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。
平成二十一年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成四十年九月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十七 元利支

財務大臣から通知を受けた者

十八 払込期日

平成二十年十一月二十六日